

寝屋川市地域密着型サービス事業者募集要項

小規模多機能型居宅介護

令和4年7月1日

寝屋川市

目 次

1	公募の目的	2
2	整備予定の地域密着型サービスの種別・圏域	2
3	小規模多機能型居宅介護の基本方針	2
4	応募者の資格要件	2
5	応募要件	3
6	応募の手続き（提出書類等）	3
7	整備予定事業者の選定方法及び結果通知等	5
8	補助金の交付	6
9	募集から開設までの想定スケジュール（予定）	7
10	留意事項	8

1 公募の目的

寝屋川市では、将来的に増加が見込まれる認知症高齢者や一人暮らし高齢者の方々が、できる限り住み慣れた地域において安心し、安全に暮らすことができる地域包括ケアシステムの構築を進めるため、寝屋川市高齢者保健福祉計画（2021～2023）に基づき、地域密着型サービスの整備を行うこととしており、当該サービスの質及び継続性を確保し、地域密着型サービス事業者を公正かつ公平に選定するため、公募を行うものです。

2 整備予定の地域密着型サービスの種別・圏域

種 別	事業所数	定 員 数	圏 域 (コミュニティーセンターエリア)
小規模多機能型居宅介護	1 箇所	29 人	東圏域
	1 箇所	29 人	西北圏域

※当該施設の事業開始は、令和6年3月1日指定までを原則とします。

3 小規模多機能型居宅介護の基本方針

小規模多機能型居宅介護とは登録された利用者を対象に、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時短期間宿泊を組み合わせることで、利用者の居宅における生活の継続を支援するものでなければならない。

4 応募者の資格要件

応募者は、次のいずれにも該当していることが必要です。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 地域密着型サービスの運営を直接行う事業所であること（サービスの委託は、認めません）。

- (3) 介護保険法第78条の2第4項各号に該当していないこと。
 - (4) 令和元年4月1日以降、寝屋川市が行った介護保険施設等の整備事業者に応募し選定されたのちに辞退、又は選定内容のとおり整備ができていない状態でないこと。
 - (5) 市税・法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するものとして、寝屋川市から指名停止措置を受けていないこと。
 - (7) 会社更生法、民事再生法等の規定に基づく更正又は再生手続をしていないこと。
 - (8) 法人役員（就任予定者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に、該当する者がいないこと。
- ※ 選定後に上記の資格要件を満たしていないことが判明したときは、失格とします。**

5 応募要件

- (1) 施設の建設計画は、老人福祉法、介護保険法、建築基準法、消防法、その他関係法令を遵守することとし、必要に応じて、関係機関と事前に協議のうえ、計画を策定すること。（市関係各課等において、十分に確認してください。）
- (2) 小規模多機能型居宅介護の指定に係る人員・設備・運営基準等を全て満たし、計画期間における施設整備の完了（竣工）と、速やかな開設が見込まれる計画であること。
- (3) サービスを実施する土地・建物が確保されているか、又は確実にその見込みがあること。
- (4) 選定された事業者については、必ず指定までに、指定要件にかかる研修等を受講すること。

6 応募の手続き（提出書類等）

本公募への応募を希望する場合、まず、下記「(1) 応募申請書の提出」により応募の意思を確認し、後日、下記「(2) 応募書類（審査書類）の提出」をしていただきます。

(1) 応募申請書の提出

寝屋川市福祉部高齢介護室まで、事前に必ず電話等で提出日時を予約いただいたうえで、直接持参してください。

提出書類	提出期間
ア 寝屋川市地域密着型サービス事業者応募申請書（様式1） イ 地域密着型サービス事業計画概要調書（様式2） ウ 計画地の市内位置図（任意様式、A3もしくはA4サイズ）	令和4年 7月1日（金） ～10月3日（月） （ただし、土・日・祝日を 除く9時から17時30分）

(2) 応募書類（審査書類）の提出

寝屋川市福祉部高齢介護室まで、事前に必ず電話等で提出日時を予約いただいたうえで、直接持参してください。

提出書類	提出期間
ア 地域密着型サービス事業計画書（様式3） イ 地域密着型サービス運営方針（様式4） ウ 関連実施事業概要調書（様式5） エ 施設等の整備・運営に係る式計画書（様式6） オ 借入金償還計画書（様式7） カ 法人定款（最新のもの） キ 履歴事項全部証明書（令和4年7月1日以降発行のもの原本） ク 残高証明書、納税証明書（令和4年7月1日以降発行のもの原本） ケ 役員名簿（任意様式、A4サイズ） コ 直近3か年分の収支決算書（任意様式）※税申告に使用するもの サ 5か年分の収支シミュレーション（任意様式） シ 計画図面（任意様式、A3もしくはA4サイズ）※詳細の解る位置図・平面図・立面図・面積表等 ス 現況写真（任意様式、A3もしくはA4サイズ）	令和4年 7月1日（金） ～11月4日（金） （ただし、土・日・祝 日を除く9時から午後 17時30分）

(3) 応募申請書及び応募書類（審査書類）の提出方法

- ア 応募申請書は、正本1部を提出してください。
- イ 応募書類（審査書類）は、正本1部、副本9部（コピー可）の計10部を提出してください。
- ウ 応募書類（審査書類）は、正・副ともに項目ごとに白紙を入れ、書類番号のインデックスを付け、左閉じで穴を開けて、A4縦型ファイルに綴じてください。
- エ 正本の最初のページにチェックリストを付けてください。
- オ 応募申請書のア・イ（様式1・2）及び応募書類（審査書類）のア～オ（様式3～7）については、紙媒体での提出のほか、CD-R等の電子媒体に保存のうえ、応募書類（審査書類）と同時に提出してください。（電子メールでの提出は、認めません）。
- カ 上記のほか、必要に応じて書類の追加提出を求める場合があります。

(4) 応募に関する質問

質問方法	回答方法	受付期間
質問票（市指定様式）を電子メールにて提出 提出先アドレス kaigo@city.neyagawa.osaka.jp 電子メールでのみ受付します。 電話等での回答はいたしません。	随時、電子メールで 質問者へ回答 ※ただし、応募予定者全員に知らせる内容であると判断した場合は、応募予定者全員にメールで回答します。	令和4年 7月1日(金) ～7月29日(金) ※回答までに時間を要する場合がありますので、質問票の提出はお早めをお願いいたします。

7 整備予定事業者の選定方法及び結果通知等

(1) 応募書類（審査書類）の提出

提出書類や応募者の資格の確認を行います。必要に応じて、応募者に書類の追加提出やヒアリングを行う場合があります。

(2) 応募事業者の選考・審査（令和4年11月下旬頃の予定）

寝屋川市介護保険施設等整備等事業者選定委員会において、提出書類や応募者による業務提案（プレゼンテーション）等に基づき、審査・評価を行います。

提出書類による書類審査	ヒアリング及び業務提案
施設の充実性について 運営目的について 運営体制について 職員体制について 財務状況について	選定委員会における運営能力等についての専門的見地からの判断

(3) 選定結果の通知

選定を行った後、応募者全員に対し、選定の結果を文書で通知します。

当選事業者が不測の事態により選定を辞退等された場合に備え、今回の応募者の中から、次点の方に補欠登録をしていただきます。

当選事業者が選定を辞退等された場合は、登録順位に従い、事業の実施が可能かどうかを選定委員会等において協議し、可能な場合は、当該補欠事業者を新たに当選事業者として選定します。

(4) 選定後の手続きについて

選定後、地域密着型サービス事業者としての指定申請をしていただきます。

なお、具体的な指定申請の手続については、選定後に別途お知らせします。

また、補助金の交付についても、選定後に別途お知らせします。

8 補助金の交付

寝屋川市では、寝屋川市内における公的介護施設等の整備事業の推進を図るため、公的介護施設等を設置しようとする事業者に対し、補助金を交付しております。

ただし、令和5年度の補助金については、現時点では未定です。また、金額は参考金額であり、補助単価の改正等により実際の補助額が変わる場合があります。補助が無い場合があることを踏まえて資金計画を策定してください。

【参考】整備事業者に交付予定の補助金

- (1) 整備補助事業：33,600 千円（1 施設）
- (2) 施設開設準備経費等支援事業：839 千円×宿泊定員数
- (3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の 2 分の 1
に対し補助率 2 分の 1

※留意点

- (1) 次の費用については、補助金の対象外となります。
 - ア 既に実施している事業に要する費用
 - イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用
 - ウ 土地の買収又は整地等個人の資産の形成に要する費用
 - エ 職員宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用
 - オ その他施設等整備事業として適当とは認められない費用
- (2) 旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等の工事事務費については、**工事費又は工事請負費の 2.6%**が限度額となります。
- (3) 補助金の対象となる経費の実支出額が算定した補助金の額に満たない場合は、当該実支出額が補助金の額となります。
- (4) 補助金の交付に当たっては、建設業者を競争入札で選定するなどの要件がありますので、寝屋川市の指示に従って整備を進めてください。
- (5) 大阪府地域医療介護総合確保基金を利用することとなり、寝屋川市から大阪府に申請することとなります。

9 募集から開設までの想定スケジュール（予定）

スケジュールについては、現在の予定であり、前後する場合があります。

令和 4 年 7 月 1 日～10 月 3 日	応募申請書の提出期間
令和 4 年 7 月 1 日～11 月 4 日	応募書類（審査書類）の提出期間
令和 4 年 11 月下旬頃	応募事業者の選考・審査
令和 4 年 12 月頃	事業者の決定
令和 5 年 5 月頃	補助金の申請等

令和5年 6月頃	入札、建物の着工 ※補助が交付される場合は、内示後の工事着工となります。
開設予定1か月前まで	介護保険法、老人福祉法に基づく申請書の提出 寝屋川市地域密着型サービス運営委員会において地域密着型サービス事業者として市長に推薦。
令和6年3月まで	地域密着型サービス事業者の指定、開設

※審査の結果、地域密着型サービス事業者として適当な者がいないと判断されたときは、事業者が指定されない場合があります。

10 留意事項

- (1) 応募に当たっては、介護保険法、建築基準法、消防法等の関係法令の基準を遵守してください。
- (2) 提出書類の差替えは、認めません。また、提出書類は返却いたしません（電子媒体についても、提出時に返却いたしません。）。

【特に気をつけていただきたいこと】

選定後の図面変更につきましては、官公庁等からの指導に基づくもの以外は原則、認めませんので、図面作成の際は、事前に施設職員の意見を求めるなど選定後の変更がないようご注意願います。

- (3) 応募に係る一切の費用（書類作成及び証明に係る費用負担等）は、応募者の負担とします。
- (4) 提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合は、失格とします。選定後に判明した場合も、同様とします。
- (5) 提出書類は、地域密着型サービス事業者選考以外の目的には使用しません。
- (6) 提出書類は、寝屋川市情報公開条例に基づき、情報公開の請求により開示することがあります。
- (7) 受付後に応募を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出してください。
- (8) 選定後の権利譲渡等は、認めません。
- (9) 募集サービスに併設で他の介護保険サービス等の開設を予定している場合は、必ず、事前に相談のうえ、応募してください。

- (10) 選定された事業者は、開設予定の1か月前を目途に、老人福祉法に基づく設置認可申請及び介護保険法に基づく指定申請を行ってください。指定にあたり、特に人員要件を満たさない等の理由により、指定ができず、開設が遅延となるような事態とならないよう、本公募の段階から十分な確認・準備をお願いします。

問い合わせ先

担当部局：寝屋川市福祉部高齢介護室（給付担当）

住 所：〒572-8566 寝屋川市池田西町24番5号

寝屋川市立池の里市民交流センター内

電話番号：072-838-0518（直通） F A X：072-838-0102

E-mail：kaigo@city.neyagawa.osaka.jp